

## 連携型みらい林業創出モデル事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、林業の成長産業化を図るため、市民を中心とした連携体が提案する延岡産木材の利用促進に繋がる製品の開発を支援する「連携型みらい林業創出モデル事業補助金」(以下「補助金」という。)の交付について、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、本市に住所又は事業所を有する個人又は法人とする。

- (1) 素材生産事業者
- (2) 木材加工・流通事業者
- (3) 建築業者
- (4) 大学等研究機関に属する研究者
- (5) その他市長が認める者

2 補助対象者は、前項各号のいずれかに該当する2者以上の個人又は法人(以下「参画事業者」という。)と、次条第1項に規定する補助対象事業を協働して行うための具体的なスキーム、組織体制等を備えた連携体を組織しなければならない。

3 補助対象者及び参画事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 延岡市税条例(平成4年条例第35号)第3条に規定する市税の滞納がないこと。
- (2) 延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)その他関連法規を遵守していること。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、延岡産木材の利用促進を図ることを目的とする延岡産木材を使用した製品を開発し、販売する事業とする。

2 補助対象事業は、3年度を限度として補助金の交付対象とすることができる。ただし、次条から第17条までの規定は、各年度ごとの補助対象事業について適用するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業は、補助の対象外とする。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体による補助を受ける予定がある事業又は現に補助を受けている事業。ただし、当該事業から派生したものであって当該事業とは異なる新規性を有すると認められるものについてはその限りではない。
- (2) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、事業期間内に生じた原材料費、労務費、備品購入費、賃借料、委託料、旅費、謝金、役務費その他市長が特に認めるものとし、300万円を限度とする。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
  - 3 補助対象経費は、補助対象事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費でなければならない。
  - 4 連携体以外への委託料は補助対象経費の50%を超えないものとする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額であって、300万円を限度とし、市長が定めた額とする。
- 2 前項で定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(採択審査の申請)

- 第6条 補助対象事業の採択を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、審査申請書(様式第1-1号)に次に掲げる書類を添えて、連携型みらい林業創出モデル事業公募要領に定める期日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
  - (2) 経費明細書(様式第2号)
  - (3) 誓約書及び同意書(様式第3-1号)(申請者分及び参画事業者分)
  - (4) 事業実施に係る確認票(様式第3-2号)(申請者分及び参画事業者分)
  - (5) 経費の積算根拠となる書類の写し
  - (6) 申請者の直近3か年分の決算報告書の写し
- 2 申請者が同一会計年度中に申請できる補助対象事業の件数は、1件とする。
  - 3 申請者及び参画事業者は、補助対象事業を実施する年度中、当該補助対象事業とは別の補助対象事業における参画事業者となることができる。ただし、補助対象事業はそれぞれ関連しない事業でなければならない、補助対象経費の流用は認めないものとする。

(書類審査)

- 第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合、次に掲げる事項について申請内容の書類審査を行い、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。
- (1) 補助対象者の該当性
  - (2) 補助対象事業の該当性
  - (3) 補助対象経費の該当性

(審査会)

第8条 前条の書類審査を通過したものについて、次に掲げる事項の審査を行うため、審査会を置く。

- (1) 補助対象事業及び事業計画書の評価に基づく補助率及び補助金額の算定
- (2) 補助対象事業が複数年度にわたる場合は、前年度に実施した補助対象事業の評価
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審査会は、委員5名以上をもって組織する。

3 審査会の委員は、県及び市の行政機関の職員並びに専門的な知見を有する者で構成する。

4 前項の規定にかかわらず、申請者と利害関係にある者は、委員から除外する。

5 審査会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

6 審査会は、第1項に規定する事項の審査結果を市長に報告するものとする。

(補助対象事業の採択の決定)

第9条 市長は、前条第6項の規定により報告された審査の結果を勘案した上で、補助対象事業の採択の可否の決定を行い、申請者に対し次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 補助対象事業の採択の可否
- (2) 補助対象事業の補助率
- (3) 補助金の内示額
- (4) その他市長が必要と認める事項

(補助金の交付の申請)

第10条 補助対象事業が採択された申請者は、前条の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(実施年度)(様式第1-2号)
- (2) 経費明細書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)

(補助金交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった時は、審査結果を参考に精査し、補助金の交付又は不交付の決定を行い、申請者に対し、速やかに補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)又は補助金等不交付決定通知書(規則様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を整備の上、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

(2) 森林法その他関連法規を遵守すること。

(補助金の請求)

第 12 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(規則様式第7号)により市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金は、補助事業者に対して概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の内、参画事業者が必要な額を分配することができる。

(軽微な変更の範囲)

第 14 条 規則第8条第1項の規定により、市長が認める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象経費の 30%以内の減額
- (2) 会計年度内での事業実施期間の変更

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業の完了後 20 日以内又は補助金交付の決定を受けた日の属する会計年度の3月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書(規則様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第5号)
- (2) 経費明細書(様式第2号)
- (3) 経費明細書(総括)(様式第6号)
- (4) 収支計算書(様式第4号)
- (5) 経費の積算根拠となる書類の写し

(精算)

第 16 条 第 13 条第 1 項の規定により概算払を受けた補助事業者は、補助対象事業の完了後、補助対象経費に充てても補助金に残額がある場合には、市に対し返還するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助対象事業が中止となった場合又は補助対象事業期間内に当該事業による延岡産木材を使用した製品の販売実績がない場合には、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(財産処分の制限)

第 18 条 規則第 18 条第 2 号の規定により市長が処分を制限する機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械及び器具とする。

(成果の公表)

第 19 条 市長は、補助対象事業の成果について、市の施策のPRを目的として第三者に公表することができる。

2 補助事業者及び参画事業者は、市が事業の成果を公表することを拒むことができない。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 11 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 14 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 28 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日限りその効力を失う。